

**(財)日本スケート連盟**

(財)日本スケート連盟寄附行為[施行(昭和59年12月27日)]に基づく

**【評議員会】 評議員数 48名以上80名以内(任期2年)** \* 寄附行為第22条

名誉会長(1名) \* 寄附行為第24条  
顧問(若干名)  
参与(若干名)

**選出区分** 加盟団体代表 48名以内 (各都道府県団体1名・学生連盟1名)  
学識経験者 32名以内 (スピード・フィギュア・普及部各部門若干名の他中体連・高体連各1名を含む)

**【理事会】 理事数 18名以上20名以内(任期2年)** \* 寄附行為第15条  
(会長・副会長・専務理事を含む)

\* 寄附行為細則第3条  
**役員候補選考委員会**  
《構成》  
現任の会長  
現任の副会長  
現任の専務理事  
現任の総務本部担当理事  
現任の事業本部担当理事

\* 寄附行為第15条・16条  
会長(1名)  
副会長(2名以内)  
専務理事(1名)  
監事(2~3名)

**選出区分**  
ブロック推薦者 5名  
スピード部門 2名  
フィギュア部門 2名  
普及部門 1名  
その他一般学識経験者 8~10名

《ブロック区分表》 \* 寄附行為細則第2条  
① 北海道ブロック  
北海道  
② 東北ブロック  
青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島  
③ 関東ブロック  
茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨  
④ 中部ブロック  
長野・新潟・富山・石川・福井・静岡・愛知・三重・岐阜  
⑤ 近畿以西ブロック  
滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・鳥取・和歌山・島根  
岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知・福岡・佐賀  
長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

\* 寄附行為第42条  
**事務局**  
(事務局長・事務局次長・事務局員)

**【登録競技者の区分】**

第1種	加盟団体推薦特別専門委員	(登録料 10,000)	
第2種	加盟団体推薦スピード専門委員	(登録料 10,000)	
第3種	加盟団体推薦フィギュア専門委員	(登録料 10,000)	
第4種	加盟団体推薦普及部専門委員	(登録料 10,000)	
第5種	スピード成年選手	(登録料 2,000)	
第6種	フィギュア成年選手	(登録料 2,000)	
第7種	スピード少年選手	(登録料 1,000)	* H15年度変更
第8種	フィギュア少年選手	(登録料 1,000)	
第9種	指導員・準指導員	(登録料 5,000)	

\* 寄附行為第31条・細則第5条~10条  
**総務本部(総務委員会)**

総務部  
法制部  
国際部  
財務部

\* 寄附行為第32条・細則第11条~16条  
**事業本部(事業委員会)**

スピード部  
フィギュア部  
普及部  
→ スピードスケート運営委員会  
→ ショートトラック運営委員会  
→ スピードスケート強化委員会  
→ ショートトラック強化委員会

\* 寄附行為第33条  
**特別委員会**

予算委員会  
マーケティング委員会  
オフィシャルサプライヤー委員会  
国際事業委員会  
医事委員会  
国体運営委員会  
倫理委員会